議案第２３号

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年２月１４日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区幼稚園等の保育料の額を定める条例（平成２７年板橋区条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項第１号」を「第１９条第１号」に改める。

付　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の改正に伴い、所要の規定整備をする必要がある。